

SATREPS公募説明会資料

2025年8月

独立行政法人国際協力機構(JICA)

ガバナンス・平和構築部

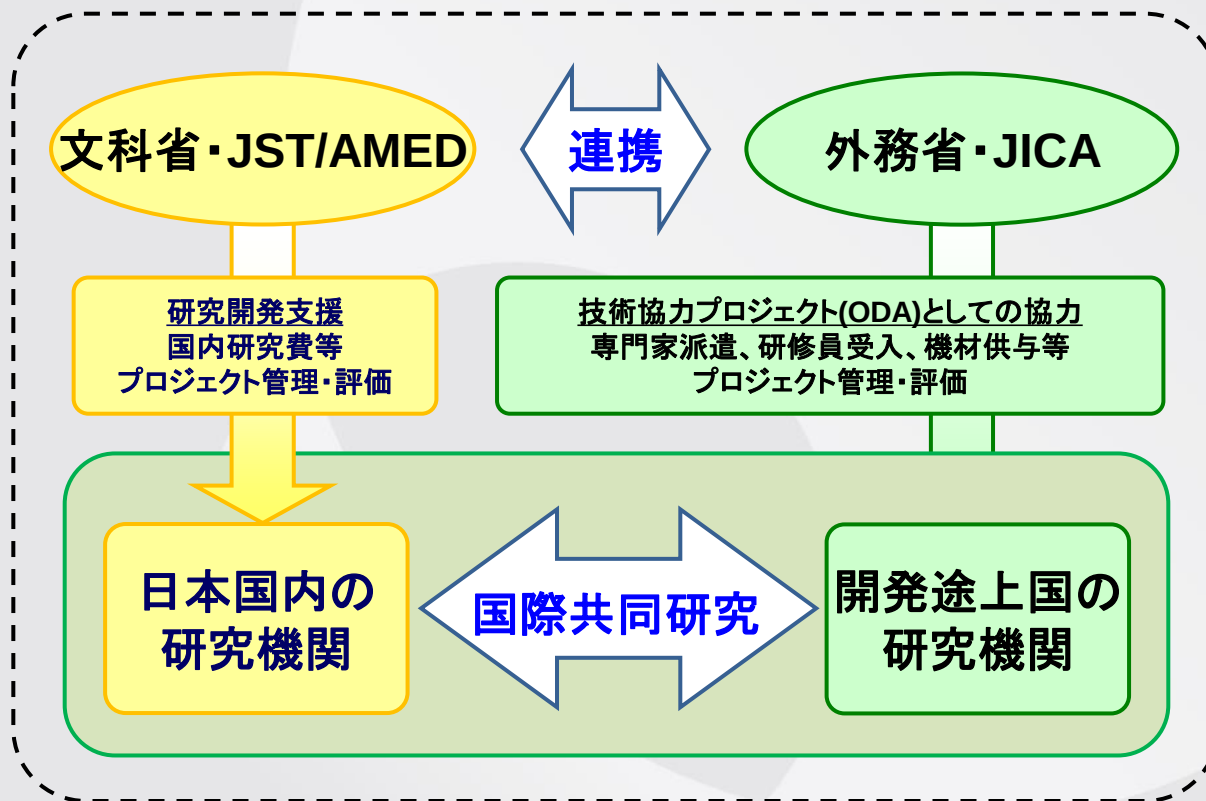
STI・DX室

SATREPSの目的

- 日本と開発途上国との国際科学技術協力の強化
- 地球規模課題の解決と科学技術水準の向上につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出
- 国際共同研究を通じた**開発途上国の自立的な研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築、また、地球の未来を担う日本と開発途上国の人材育成とネットワークの形成**

SATREPSの枠組み

JICAとJST/AMEDが連携して、途上国との国際共同研究を推進
JICAは**技術協力プロジェクト※1**として実施します。



JST : 国立研究開発法人 科学技術振興機構
AMED : 国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

ODAの機材供与の原則について

大学が行う機材調達及び供与をより適切に実施するため、ODAの機材調達の原則・考え方を公募要領に詳しく説明しました。

しかしながら、SATREPS においては高度な機材や特殊な仕様の機材が多く、現地調達が困難な場合が少なくありません。その場合、日本国内で機材を調達し、相手国に輸送することになります。この本邦調達を実施する際には、機材の輸出にあたり、安全保障貿易管理に係る手続きをより慎重に実施する必要があること、また、機材仕様の確定までに相当の時間や調整を要することから、現地への到着遅延の防止に十分留意する必要があります。さらに、プロジェクト終了後に相手国側研究機関が引続き供与機材を活用できるよう、相手国側研究機関における機材取扱い者の配置と技術水準、機材維持管理に係るコスト負担、スペアパーツ等の調達可能性（現地代理店の所在等）等の点も含め、包括的に検討した上で、適切な供与機材内容の設定と調達方法を検討することが重要です。

AMED公募要領上の関連ページ： P19、20

機材調達等に関する再委託契約

研究代表者が経営に参加する大学発ベンチャー企業や民間企業等に再委託契約をする場合に関する取扱を新たに加筆しています。(詳しくは、2025年8月下旬に改訂版の公開が予定されている「SATREPSの手引き」参照して下さい)

⑦ 経費・再委託契約に関する監理

事業契約書における研究開発代表機関の執行経費については、JICA が直接支出する現地での必要経費を除き、研究開発代表機関と JICA が締結する取極め、及び事業契約書に基づき、研究開発代表機関の規程等に則り管理していただきます。

JICA では、研究代表機関とのみ契約関係が発生し、共同研究機関とは契約等を締結しません。研究代表機関が、共同研究機関やその他協力機関との再委託契約を締結します。この場合、特に大学発ベンチャー企業等に、競争を経ずに特命随意契約を行う場合は、必ず、JICA 側に選考方法等も含めて、事前確認を行うようにお願いします。

JICAからの機材調達支援団員の派遣の推奨

採択後、詳細計画策定調査時に、ODAの機材調達コンサルタントによる「機材調達支援団員」を追加出来る様に、予算措置や制度設計等を行いましたので、その一連の説明を追記しています。

点も含め、包括的に検討した上で、適切な供与機材内容の設定と調達方法を検討することが重要です。これら ODA 技術協力の機材供与の原則を背景に、安全保障貿易管理の方針に則し、供与機材を購入から輸送、据付まで責任をもって実施する体制が研究代表者所属機関に整っており、かつその供与機材が相手国側にて整備されているか等を事前に確認する必要があります。従って、機材供与につきましては提案書作成の段階で、研究代表者所属機関内において必要な関係部署とも連絡を取りながら、供与機材リストを作成して頂き、提案書にご記入して頂くことにします。加えて、研究代表機関が適切な機材調達出来るように、詳細計画策定調査の段階で「機材調達支援」コンサルタント団員の配置を積極的に活用するよう案内しております。詳細については「SATREPS プロジェクト実施の手引き」を参照ください。

AMED公募要領上の関連ページ： P20

※1技術協力プロジェクトとは

- JICAの中心的な事業形態の一つであり、途上国のニーズに応じた協力計画を相手国と共同で作りあげ、日本と途上国の知識・経験・技術を活かして、一定の期間内で、共に問題を解決していく取り組みです。
- 具体的には日本側は、プロジェクト期間内に以下の3つの
「専門家派遣」
「研修員受入れ」
「機材供与」
投入を組合わせて実施します。(後述説明)
- 途上国側も費用を負担します。(後述説明)
- プロジェクトの目標、成果、活動、投入をプロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)、プラン・オブ・オペレーション(PO)(プロジェクトの設計図のようなもの) ※2として整理し、先方とR/D(Record of Discussions)において締結・合意します。

※1 技術協力プロジェクトとは(続き)

- このPDM/POを最終的に相手国と合意の上プロジェクトを開始しますので、研究提案時にこれらを意識しつつ研究提案を作成願います。
- 国際約束に基づく事業(=日本国と相手側国とが「このプロジェクトを実施します」と合意する事)です。
- 相手国側の研究機関の能力向上も目的であることから、研究機関側への資金提供や委託研究・事業は不可です。
- 相手国側の研究機関は、政府機関が原則ですが、地域国際機関や相手国の私立大学の場合は、相手国政府の承認と政府機関と同等なパフォーマンスの実施(機材の免税等)が必要です。
- 相手国側の研究機関は、企業・NGOは原則不可です。但し、連携は可能です。
- 相手国研究機関への資金供与/委託研究ではありません。

※2プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)、 プラン・オブ・オペレーション(PO)とは

★PDMの例

To be filled in

Project Design Matrix

Project Title: The Technical Cooperation Project for Improvement of Capacity on Solid Waste Management in Havana City, the Republic of Cuba				Version 1	
Implementing Agency: DPSC				Dated 14, Jan, 2014	
Target Group:					
Period of Project:					
Project Site: Havana City		Model Site: Miramar Neighborhood in Playa Municipality			
Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumption	Achievement	Remarks
Overall Goal					
Urban solid waste management is properly implemented in Havana City	OG1 Waste collection rate in Havana City OG2 Replication rate of waste reduction model practiced in Miramar neighborhood as the project model site OG3 environmental friendliness of final disposal landfill	Survey on solid waste, DPSC's records, Reports DPSC's records, Reports DPSC's records, Reports			
Project Purpose					
Capacity of urban solid waste management in Havana City is strengthened	PP1 Level of collaboration among the stakeholders for urban solid waste management in Havana City PP2 Recognition rate by the local residents in Havana City on DPSC's performance in terms of SWM	DPSC's records, Project records Project records, the result of opinion poll on SWM	The local residents in Havana City are cooperative to SWM Cuban Policy, putting priority on SWM in environmental sector is continued All the related organizations are active in extending the model practice in the DPSC's SWM		
Outputs					
Output 1: Comprehensive Management Capacity on Solid Waste of DPSC is improved	1-1 Revised Master Plan 1-2 Improvement rate of DPSC's administration in terms of SWM 1-3 Level of awareness raising of DPSC staff on the issue and importance of solid waste	Revised Master Plan, Project records DPSC's records, Project records Project records, DPSC's records			
Output 2: Solid waste source separation at Pilot Project Site is promoted and capacity of UPPH in organic waste reduction at the source is strengthened	2-1 Acceptation rate of segregated collection of organic waste in Miramar neighborhood 2-2 Volume of the collected organic waste for composting	DPSC's records, Project records Project records, record of the study result of the Soil Institute of the Ministry of Agriculture Maintenance workshop's records, Project records			
Output 3: Capacity of UPPH in the collection and transportation of solid waste is strengthened	3-1 Operation rate of the collection vehicles 3-2 Service quality of the waste collection and transportation by UPPH	The result of self-evaluation of UPPH Project record, records of final disposal site			
Output 4: Capacity of UPPH on landfill design and operation of final disposal site is strengthened	4-1 Level of proper operation and management of the existing final disposal sites 4-2 Acquisition level of technology for the design of New Final Disposal Landfill in East	Project records			

※2プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)、 プラン・オブ・オペレーション(PO)とは

★PDM記載内容の解説

プロジェクト要約 (Project Summary)	指標 (Indicators)	指標データ入手手段 (Means of Verification)	外部条件 (Important Assumptions)
上位目標 (Overall Goal) プロジェクト終了後 3～5 年度の間接的・中・長期的に期待される効果・インパクト	社会的変化 (Outcome) 指標を記載		
プロジェクト目標 (Project Purpose) ターゲットグループやプロジェクト終了時に期待される直接的な効果	社会的変化 (Outcome) 指標を記載		上位目標達成に影響を与える阻害要因
アウトプット (Output) 活動を行うことによって生み出すべき事項	活動結果 (Output) 指標を記載		プロジェクト目標達成に影響を与える阻害要因
活動 (Activities) アウトプットを生み出すためのプロジェクト期間中に実施する活動	投入 (Inputs) 日本側・相手国側の投入 (Input) を記載		・アウトプット達成に影響を与える阻害要因 前提条件 (Pre-conditions) ・プロジェクト開始前に満たされるべき事柄

◆上位目標 (Overall Goal) /プロジェクトを実施することによって、その後期待される中・長期的な効果。プロジェクトの直接的な効果が継続・あるいはさらに発展することにより、どのような状況を実現したいかを記載。

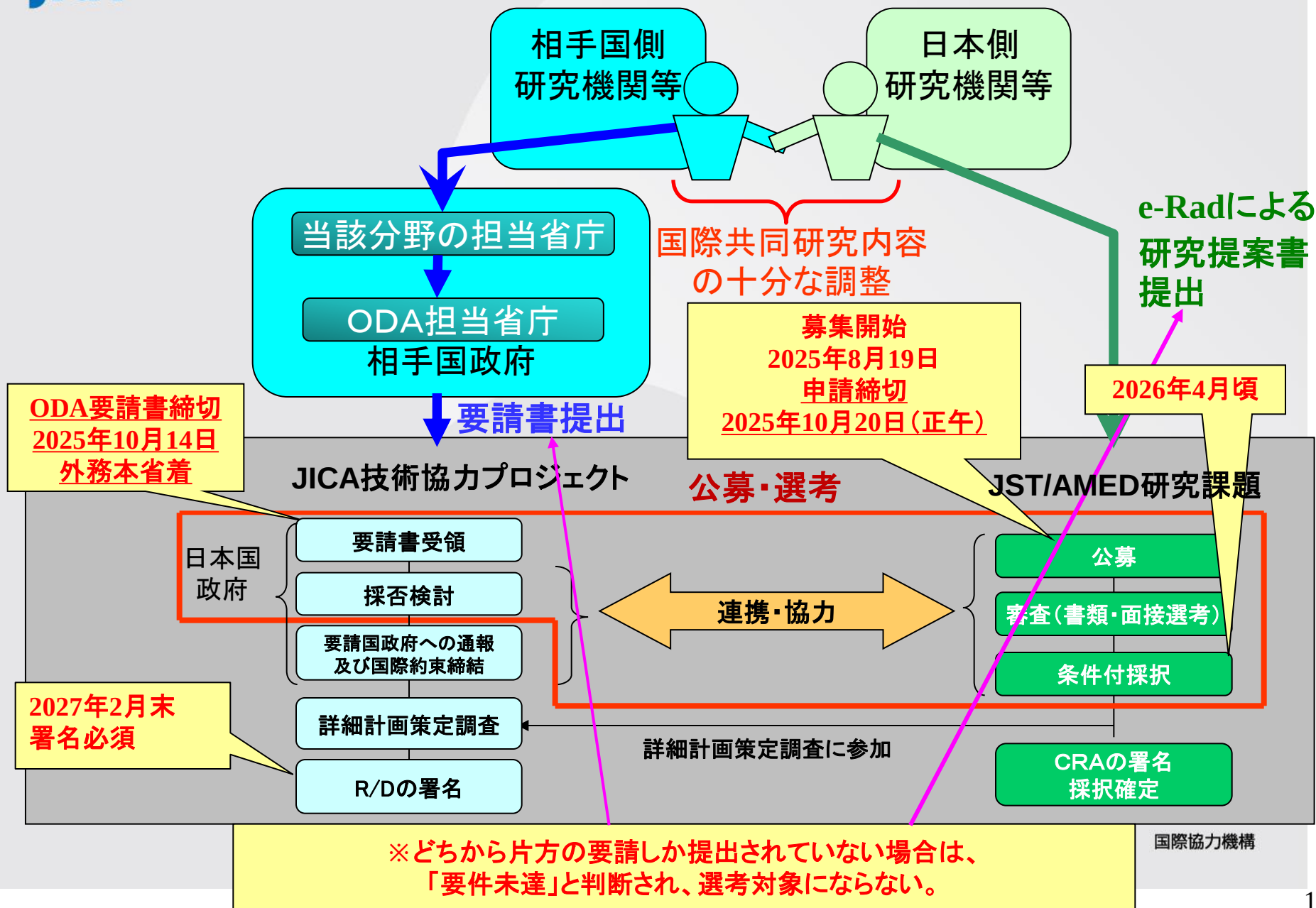
◆プロジェクト目標 (Project Purpose) /プロジェクト終了時にプロジェクト実施によって達成が期待される Outcome、すなわちターゲットグループや対象社会に対する直接的な効果・変化。

◆アウトプット (Output) /プロジェクト目標達成のためにプロジェクトが生み出すべき財やサービス。プロジェクト目標はターゲットグループをはじめとする受益者側に対するプラスの変化を表しているのに対し、アウトプットはプロジェクトを実施する側が産出する事柄である。

★POの例

	To be filled in	Tentative Plan of Operation	Version 1 Dated 15, Jan, 2014																												
Project Title: The Technical Cooperation Project for Improvement of Capacity on Solid Waste Management in Havana City, the Republic of Cuba																															
							Monitoring																								
Inputs			Year	1st Year				2nd Year				3rd Year				4th Year				5th Year				6th Year				Remarks	Issue	Solution	
				I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV				
Expert																															
Chief Advisor/Integrated SWM Expert			[Note] ● Write down "Other Short-Term Experts" if specific tasks for the short-term experts cannot be defined before signing the R/D.	Plan																											
Segregated Collection of Waste/Composting				Actual																											
Machinery				Plan																											
Final Disposal Landfill				Actual																											
Machinery Procurement				Plan																											
Vehicle Maintenance				Actual																											
				Plan																											
				Actual																											
Equipment																															
Organic waste carrier			[Note] ● It is unnecessary to write down the "Sub-Activities" in the PO, since it will be written down in the Monitoring Sheet ver.I .	Plan																											
Materials for community composting facility				Actual																											
Containers for segregated organic waste				Plan																											
Equipment for the maintenance workshop in UPPH				Actual																											
Maintenance tools for the heavy machinery at final disposal site				Plan																											
				Actual																											
Training in Japan																															
Training for Counterpart Personnel			● Amendment of R/D is necessary if there are changes in the "Activities". Therefore, simplify the wording when	Plan																											
				Actual																											
In-country/Third country Training																															
Third country training for Counterpart Personnel				Plan																											
				Actual																											
Activities				Year	1st Year				2nd Year				3rd Year				4th Year				5th Year				6th Year				Responsible Organization	Achievements	Issue & Countermeasures
Sub-Activities					I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV			
Output 1: Comprehensive Management Capacity of DPSC is improved																															
1.1 Review and Revision of the M/P																							JICA	DPSC							
1.2 strengthening of management capacity of DPSC																							JICA	DPSC							
1.3 training/OUT to strengthen SWM capacity of DPSC personnel																							JICA	DPSC							
1.4 Preparation of the program of solid waste education both for DPSC personnel and for the public including local residents and schools, etc.																							JICA	DPSC							
1.5 Implementation of the program of the solid waste																															

案件要請から採択までの流れ



案件要請と採択までの留意点

- 相手国側では、相手国側の研究機関からのODAの要請書と、日本側では日本側の研究機関からの研究提案書の両方が揃って(これを「マッチング」と呼んでいます。)、SATREPS採否の審査対象となります。
- どちらかの片方だけの要請では不可です。
- ODA要請書は、先方政府から日本政府に提出されるため、先方政府内での手続きに時間がかかる場合があるので注意が必要です。
- R/Dは、「条件付き採択」となった翌年2月末までに締結する必要があります。(今回は2027年2月中にR/D締結必須)。

JICAと研究代表機関の契約

- 組織単位

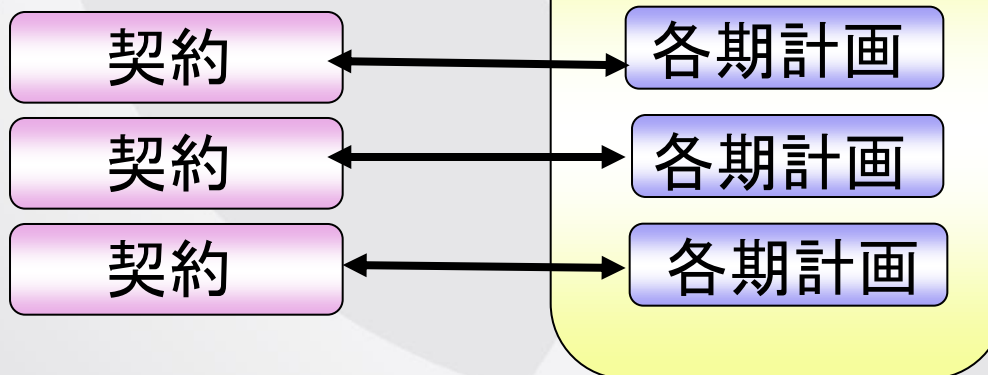
「取極め書」→ 共同事業としての位置付け

- 案件単位

「附属書」 (案件名、プロジェクト期間等)

- 期間単位

「事業契約書」



(契約期間、経費、概算払い、精算等、複数年度契約可能)

取極め/附属書

- 研究代表者所属機関とJICAは、SATREPSプロジェクトを実施するための**基本的事項**に関する「取極め」を締結します。
(双方の責務、知的財産権、安全配慮義務、秘密の保持、損害に対する責任等)
- 取極めは研究代表者所属機関毎に一つ締結します。既に取極めを結んでいる研究代表者所属機関では新たな締結は不要です。
- 個別案件ごとに「附属書」を作成します。この事により、個別案件が「取極め」とリンクします。

事業契約のルール

- JICAは研究代表者所属機関とのみ、個別案件毎に事業契約を締結します。
- 事業契約は複数年度契約も可能です。必ずしも国の会計年度に合わせる必要はありません。12か月を超える契約も可能です。
- 契約 → (必要ならば)概算払い → 精算、が一つのサイクルとなります。
- 事業契約に基づく経費の積算・執行は、研究代表者所属機関が当該機関の諸規程により行い、同機関が経費の執行及び経費の額の確定に関する責任を有します。

事業契約のルール(続き)

- 供与機材は研究代表者所属機関が調達します。JICAは側面支援(相手国での本邦購送付機材の通関等)を実施します。
- 機材の購入にかかるルール(一般競争入札・特命随意契約等)は、**研究代表者所属機関の規程**に基づきます。
- 日本で機材調達→相手国へ輸送というオペレーション、現地で高額な機材の購入、という機材調達が研究機関として可能かどうか、然るべき機関内担当部署(調達部門等)と、応募前に予め協議願います。(機材調達を出来ないとする国立研究機関があり、SATREPSの応募は、機材供与が出来ない前提で研究計画するよう案内しているとのこと)
- 「専門家派遣」・「研修員受入れ」の手続き(ビザの申請・身元保証人等)も研究代表者所属機関が実施します。

事業契約の内訳

- 前述の通り主として「専門家派遣」・「研修員受入れ」・「機材供与」の3つの投入にかかる費用を計上します。
- 具体的には、
 - * 「専門家派遣」にかかる旅費(日当/宿泊費/交通費)
 - * 「研修員受入れ」にかかる旅費(日当/宿泊費/交通費)
 - * 「機材供与」にかかる機材購入費/機材送料/施設建設費/再委託経費
 - * 現地での研究に必要な経費(備品・消耗品購入、通信運搬費等)です。
- 日本側/途上国側共に、**人件費は支払いません。**
- 「研修員受入れ」では、**研修員が日本で博士号を取得する事は可能**です。ただし、プロジェクト期間内に修了しなければなりません。
- 事業契約総額は、5年間の場合は**3.0億円(3.5億円)を上限とします。**

事業契約の内訳(続き)

- 5年間のトータルで上限値に収まっていれば構いません。ただし、2027年度はJICAの中期目標最終年度につき、当該年度の**支出額**の**上限**が**設定**される可能性が高い。
- 事業契約には2種類のパターンがあります。
(ア)間接経費無し (イ)間接経費有り
- 主な違いは、「業務調整員**※3**」をJICAが派遣するか、研究代表者所属機関から派遣するか、の違いです。
- (ア)間接経費無し、の場合、業務調整員はJICAから派遣し、SATREPSの経費の上限は、**業務調整員の派遣費を含まず、3億円**です。
- (イ)間接経費有り、の場合、業務調整員は研究代表者所属機関から派遣し、SATREPSの経費の上限は、**業務調整員の派遣費を含み、3.5億円**です。

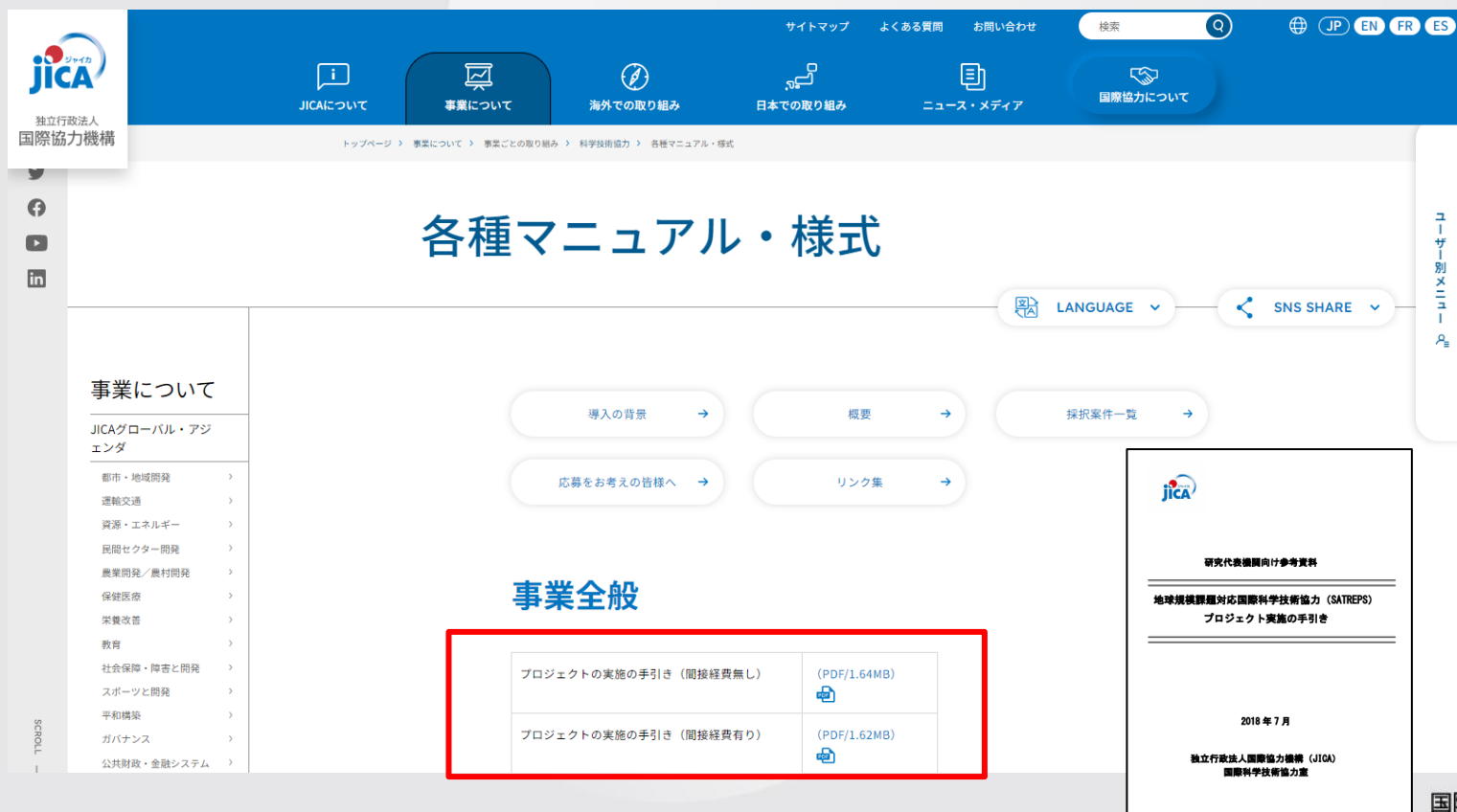
※3業務調整員とは

- 業務調整員の役割は主として以下の通りです。
 - プロジェクトの運営管理及び各種調整
 - プロジェクト活動計画及び投入計画（在外研究員派遣・外国人研究員受入・機材供与等の計画）の進捗管理、定期モニタリングの実施について研究代表者を支援
 - 公金管理、物品管理、契約・経理事務
 - 現地調達機材の調達手続き
 - プロジェクトで提出する各種報告書の作成の支援
 - 各種の広報・普及活動を通してプロジェクトに関する情報を発信
 - 研究業務の兼任は禁じています。

JICA事業実施部分の手引書

- JICAホームページ上で、「プロジェクト実施の手引き」を公開しています。ここに、プロジェクトを実施するにあたっての基本的事項が記載されています。

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/index.html>



各種マニュアル・様式

LANGUAGE | SNS SHARE

事業全般

プロジェクトの実施の手引き (間接経費無し)	(PDF/1.64MB)
プロジェクトの実施の手引き (間接経費有り)	(PDF/1.62MB)

研究代表者向け参考資料

地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS)
プロジェクト実施の手引き

2018年7月

独立行政法人国際協力機構 (JICA)
国際科学技術協力室

国際協力機構

JICA事業実施部分の各種書類の公開

- 取極め書・附属書・事業契約書の雛型は、JICAホームページ上で公開しています。

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/index.html>



The screenshot shows the JICA website interface. The top navigation bar includes the JICA logo, a search bar, and language selection options (JP, EN, FR, ES). The main content area is divided into two sections: '取極め・附属書' (Takeoff and Attachment) and '事業契約' (Business Contract). Both sections are highlighted with red boxes.

取極め・附属書

取極め様式	(PDF/165KB)  、(Word/91KB) 
附属書様式	(PDF/51KB)  、(Word/23KB) 

事業契約

事業契約書様式	(PDF/199KB)  、(Word/28KB) 
間接経費無し精算様式 (消費税10%) (様式0~5、様式8、契約実績対比表)	(PDF/341KB)  、(Excel/192KB)  精算サンプル (PDF/473KB) 
間接経費有り精算様式 (消費税10%) (様式0~5、様式8、契約実績対比表)	(PDF/324KB)  、(Excel/186KB)  精算サンプル (PDF/423KB) 
概算払請求書 (様式6)	(PDF/96KB)  、(Word/21KB) 
経費実績報告書兼請求書 (様式7)	(PDF/123KB)  、(Word/19KB) 

JICA事業実施部分の各種書類の公開 (続き)

- その他の書類についても同様です。(機材調達)

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/index.html>



The screenshot shows the JICA website's 'Equipment Procurement and Donation' (機材調達・購送) section. The page is in Japanese and features a blue header with navigation links. The main content area is highlighted with a red box, containing the following information:

機材調達・購送

機材調達に係る手続きについて

「地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS) 機材調達に係る手続きについて」は、以下のファイルを参照願います。

- 地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS) 機材調達にかかる手続きについて (PDF/337KB) [📄](#)

相手国へ供与する機材を本邦調達する際の消費税の取り扱い

「輸出免税」という制度が適用されます。詳しくは、以下のサイト、及び国税庁のサイトを参照願います。

- 5003 消費税の輸出免税について (事業者の場合) (カスタムアンサー) (外部サイト) [🔗](#)

相手国へ供与する機材を輸出する際の法令等

供与する機材が輸出税製品に該当するかどうか等、輸出貿易管理令等関連法に基づき機材を輸出する必要があります。関連法令は以下のサイトを参照願います。

- 輸出貿易管理令 (昭和二十四年政令第三百七十八号) (外部サイト) [🔗](#)

JICAでは、この関連法令に基づき、供与する機材を輸出する際は、以下のサイトにあるガイドラインを定めております。

- JICA輸出管理ガイドライン (業務受託者向け)

相手国負担の原則

- 以下のサイトに、相手側の責務や負担事項等が記載された「Basic Principle」があります。この「Basic Principle」を日本側・相手国側合意します。予め「Basic Principle」を先方機関に共有し、先方側は責務・負担事項がある旨、説明願います。
https://www.jica.go.jp/english/our_work/types_of_assistance/tech/op_info/basic.html

Operational Information for Technical Cooperation

Basic Principles for Technical Cooperation

Basic Principles for Technical Cooperation (BP) are applicable for all Technical Cooperation Projects and Technical Cooperation for Development Planning starting from April, 2017.

- [English \(January 2022\) \(PDF/236KB\)](#) (For the projects whose applications are submitted by project proponents on and after April 1, 2022)

- [English \(December 2016\) \(PDF/190KB\)](#) (For the projects whose applications are submitted on and before March 31, 2022)

- BP is a part of individual records of discussions, and specifies principles commonly applied to all records of discussions.
- BP listed above is a template and the sections may be modified in individual records of discussions in accordance with particular nature of projects.

相手国負担の原則(続き)

- 「Basic Principle」において、以下が相手国負担事項の主な事項(抜粋)です。特に供与した機材の維持管理は先方負担事項である旨、相手側研究機関に強調説明を願います。

Section 4.3 Provision of Services, Facilities and Local-Cost Bearing for the Technical Cooperation

The Counterpart and the government of the recipient country will take necessary measures to provide services, facilities and local-cost bearing listed hereto at its own expense;

- (1) Services of the Counterpart's personnel;
- (2) Suitable office space for the Project Team with necessary equipment;
- (3) Running expenses necessary for the implementation of Technical Cooperation;
- (4) Expenses necessary for transportation within the recipient country of the equipment provided by JICA for Technical Cooperation Project as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
- (5) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of Technical Cooperation other than those prepared and provided by JICA,
- (6) Travel allowances for the Project Team for official travel within the recipient country; and
- (7) Available data (including maps and photographs) and information

環境社会配慮の必要性

- 「環境社会配慮」とは、人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を配慮することです。
- SATREPSプロジェクト実施における環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提として、プロジェクト実施によって**環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがない**よう、相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認が必要です。
- SATREPSプロジェクトを実施するにあたっては、**相手国政府(地方政府を含む)が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければなりません。また、相手国政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったもの**でなければなりません。

環境社会配慮の必要性(続き)

- 一例を挙げれば、以下の行為は、社会・環境への影響が大と考えられますので、SATREPSプロジェクトを計画する際は、これまでの記載の点を踏まえた上で、

2. 影響を及ぼしやすい特性の例示

- (1) 大規模非自発的住民移転
- (2) 大規模地下水揚水
- (3) 大規模な埋立、土地造成、開墾
- (4) 大規模な森林伐採

- SATREPSプロジェクトを実施する事になった場合、
 - 相手国環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しているか
 - 環境社会影響はどの程度のものか等を相手国研究機関と協議・精査し、
 - ◆ 可能な限り環境や社会への望ましくない影響を最小限とするか、
 - ◆ ほとんど無い、と考えられるとなるような研究内容とするよう願います。

環境社会配慮の必要性(続き)

- JICAでは、この環境社会配慮にかかるガイドラインを以下のサイトで公開しております

<https://www.jica.go.jp/environment/guideline/index.html>

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2022年1月版)



LANGUAGE ▼



JICAは2010年4月1日付で環境社会配慮ガイドラインと異議申立手続要綱を公布し、環境・社会面に配慮した案件の実施に取り組んできました。今般、2022年1月4日付で「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月版)と「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(2022年1月版)を公布し、2022年4月1日付で施行することとなりました。

なお、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月版)と「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(2022年1月版)は2022年4月1日以降に要請を受けた案件に適用されます。2022年3月31日以前の案件については、引き続き「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月版)および適用されるガイドラインに対応した異議申立手続要綱をご確認下さい。

- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2022年1月版) (日本語版) (PDF/535KB) 
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2022年1月版) (英語版) (PDF/572KB) 
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2022年1月版) (西語版) (PDF/736KB) 
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2022年1月版) (仏語版) (PDF/687KB) 

ODA事業として求められること

ODA事業において特に重要な点は「**途上国のニーズに基づく課題の解決**」です。

- つまり、研究成果を用いた**社会実装**が実施されないと、開発途上国の課題解決にはなりません。研究だけで終わってしまいます。
- 過去のSATREPS案件において、どのような社会実装を行ったのか（その仕掛けも含めて）、その成功要因は何だったのか等、をまとめた事例集を以下のサイトに掲示しておりますのでこれを参照し、**社会実装計画（プロジェクト実施中・終了後を含む）を必ず含めた研究計画提案を願います。**

社会実装の考え方

- SATREPS事業の社会実装を促進する取り組み事例集を公開しました！（2022年4月12日）
- 2021年度SATREPS「開発と科学の共創セミナー」－SATREPS事業と開発途上国の優先課題－（2021年10月8日）
- 2021年度SATREPS「開発と科学の共創セミナー」－研究室からフィールドへ、社会実装を考える－（2022年3月4日）

ODA事業として求められること（続き）

その他、社会実装を計画していく上の留意点は以下の通りです。

- 「研究の結果を活用して社会実装を実施する」という組み立てになっているか。
- 「社会実装計画」に具体性（プロジェクト期間中・プロジェクト終了後に何時、何を実施するのか等）はあるか。
- 社会実装は研究機関だけでは実施が困難な事が多く（製品の販売・法整備の改定等）、それを実施する関係諸機関を十分に巻き込んでおり、かつ妥当であり、理解を十分得られているか。
- その為の相手国側に対する人材育成及び組織能力向上が図られているか。
- 総じて、これらの社会実装計画は、実行性があるか。

おわりに

ODAに関するお問い合わせは、

gpgsd@jica.go.jp までお願いします。